

(特定の医薬品の販売に関する措置に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の書簡(仮訳))

(ベトナム側書簡)

2018年3月8日

日本国経済再生担当大臣  
茂木敏充閣下

本大臣は、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定(以下「協定」という。)の本日の署名に関連して、ベトナム社会主義共和国(以下「ベトナム」という。)政府及び日本国政府との間で到達した協定第18章(知的財産)第18・53条(特定の医薬品の販売に関する措置)の規定に関する次の了解を確認する光栄を有します。

ベトナム及び日本国は、協定第18章(知的財産)第18・53条(特定の医薬品の販売に関する措置)のいかなる規定も、協定の締約国が同条の規定を引き続き実施することを条件として、当該締約国が同条に規定する義務を履行するに当たり、条件、制限又は例外を定めることを制限するものではないことを認める。

本大臣は、更に、この書簡及び閣下の返簡が、協定がベトナム及び日本国双方について効力を生ずる日から実施される両政府間の共有された了解を確認することを提案する光栄を有します。

ベトナム社会主義共和国商工大臣  
チャン・トゥアン・アイン

(日本側書簡)

サンティアゴ、2018年3月8日

ベトナム社会主義共和国商工大臣  
チャン・トゥアン・アイン閣下

本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

(ベトナム側書簡)

本大臣は、更に、前記の書簡が環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の交渉の過程において日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間で到達した相互の了解を反映していることを確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の共有された了解を確認していることを確認する光栄を有します。

日本国経済再生担当大臣  
茂木敏充